

◎議案第 135号 議会議員の議員報酬等に関する条例中改正について

【人事課】

1 改正理由

市議会議員の期末手当を増額するため、この条例を改正します。

2 改正概要

(1) 令和7年12月期の期末手当

以下のとおり改定します。（本則附則第3項関係）

（議 135・1、説明資料P2）

※市議会議員の令和7年度の支給割合

区分	旧	新	増(△)減
6月期	100分の 172.5	100分の 172.5	±0
12月期	100分の 172.5	100分の 177.5	100分の 5
年間	100分の 345	100分の 350	100分の 5

(2) 令和8年度からの期末手当

以下のとおり改定します。（第3条第2項関係）

（議 135・1、説明資料P2）

※市議会議員の令和8年度からの支給割合

区分	旧	新	増(△)減
6月期	100分の 172.5	100分の 175	100分の 2.5
12月期	100分の 177.5	100分の 175	△100分の 2.5
年間	100分の 350	100分の 350	±0

(3) 施行期日等

ア この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、(1)については、公布の日から施行します。（改正附則第1項関係）

（議 135・1、説明資料P2）

イ その他この条例の施行に関し、必要な措置を定めます。（改正附則第2項関係）

（議 135・1、説明資料P2）

3 条文関係

(第3条第2項関係)

令和8年度からの期末手当の支給割合を100分の175に改める旨を定めます。

旧	新
<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの在職日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において議会議員が受けるべき議員報酬月額及びこれに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、在職日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (第1号以下略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの在職日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において議会議員が受けるべき議員報酬月額及びこれに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、在職日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (第1号以下略)</p>

(本則附則第3項関係)

令和7年12月期の期末手当の支給割合を100分の177.5に改める旨を定めます。

旧	新
<p>附則</p> <p>3 <u>令和6年12月</u>に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 <u>令和7年12月</u>に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

(改正附則第1項関係)

改正条例は、令和8年4月1日から施行する旨と、本則附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する旨を定めます。

(改正附則第2項関係)

改正前の議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支払われた令和7年12月に支給する期末手当は、改正後の議会議員の議員報酬等に関する条例の規定による令和7年12月に支給する期末手当の内払とみなす旨を定めます。